

長野市上下水道事業経営審議会 委員名簿

敬称略

任期:平成22年6月4日～平成25年6月3日

区分	委員氏名	所属団体名	役職等	備考	
学識経験者	1	鈴木 智弘	信州大学	経営大学院長	
	2	山崎 勝巳	長野県弁護士会	民事介入暴力被害者救済センター運営委員長	欠
	3	畠 俊郎	長野工業高等専門学校	環境都市工学科准教授	
	4	渡邊 哲	長野県短期大学	生活科学科教授	
	5	宇賀田 伸彦	日本公認会計士協会東京会長野県会	幹事	
使用者及び受益者(団体)の代表者	6	朝場 宏男	長野商工会議所	議員・運輸車両関連部会長	
	7	北沢 陽二郎	長野県公衆浴場業生活衛生同業組合	理事	
	8	臼井 正雄	長野市ホテル旅館組合	副理事長	
	9	小池 正孝	長野県クリーニング生活衛生同業組合	長野支部長	
	10	江口 共雄	長水豆腐商業組合	理事	
	11	祖山 律子	(社)長野市連合婦人会	副会長	
	12	伊藤 八重子	長野市すこやかリーダー会	会長	
	13	関崎 松子	長野県婦人教育推進協議会信州新町支部	支部長	
	14	海上 芳子	長野市くらしを考える会	会計監事	
	15	山口 囃恵	NAGANO共感ネット女性会議2010	事務局長	欠
公募委員	16	鈴木 美智子	公募委員		
	17	青木 百合子	公募委員		
	18	静谷 雄次郎	公募委員		
	19	齋藤 一二	公募委員		
	20	降旗 伸子	公募委員		

平成22年度上下水道事業経営審議会幹事・書記名簿

区 分	職 名	氏 名
幹 事	上下水道局長	小山 和義
"	総務課長	柳沢 正宏
"	次長兼配水管理課長	金井 邦雄
"	次長兼業務課長	吉田 清美
"	次長兼下水道施設課長	北沢 正一
"	副参事兼経営管理課長	岡村 誠
"	浄水課長	大日方 正敏
"	サービスセンター所長	内堀 政行
"	下水道建設課長	池田 雅次
書 記	総務課 係長	青木 尚久
"	総務課 主査	原山 深雪
"	総務課 主事	佐藤 俊一

長野市上下水道事業経営審議会条例

平成6年3月30日

長野市条例第19号

改正 平成13年6月29日条例第20号 平成18年3月30日条例第35号
平成19年3月29日条例第29号 平成20年3月28日条例第32号
平成20年9月19日条例第53号

長野市水道料金等審議会条例（昭和46年長野市条例第69号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の経営に関し、必要な事項を調査及び審議するため、長野市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 審議会は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 水道事業及び下水道事業の経営に関する重要な事項
- (2) 水道料金に関する事。
- (3) 長野市公共下水道、長野市農業集落排水処理施設及び長野市戸別浄化槽に係る使用料に関する事。
- (4) その他管理者が必要と認める事項

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 使用者及び受益者の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 管理者が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（臨時委員）

第7条 審議会に、特別な事項を調査及び審議するため、管理者が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、管理者が当該特別な事項の関係者のうちから委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別な事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事及び書記)

第8条 審議会に、幹事及び書記若干人を置き、上下水道局職員のうちから管理者が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。
- 3 書記は、会長の命を受け、審議会の所掌事務に従事する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の長野市水道料金等審議会条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく長野市水道料金等審議会の委員に委嘱されている者は、改正後の長野市水道料金等審議会条例の規定に基づく長野市水道料金等審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、委員の任期は、旧条例の規定に基づく委員として委嘱された日から起算する。

(長野都市計画下水道事業受益者負担審議会条例の廃止)

- 3 長野都市計画下水道事業受益者負担審議会条例(昭和46年長野市条例第50号)は、廃止する。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 4 長野市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成13年6月29日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次の各号に掲げる従前の審議会等の委員である者(市議会議員のうちから委嘱された委員である者に限る。)は、この条例の施行の日、それぞれの条例の規定により、それぞれの審議会等の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、それぞれの条例の規定にかかわらず、同日におけるそれぞれの審議会等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(1)~(18) 略

(19) 長野市水道料金等審議会

(20) 略

附 則（平成 18 年 3 月 30 日条例第 35 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 29 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和 41 年長野市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 32 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 19 日条例第 53 号抄）

（施行期日）

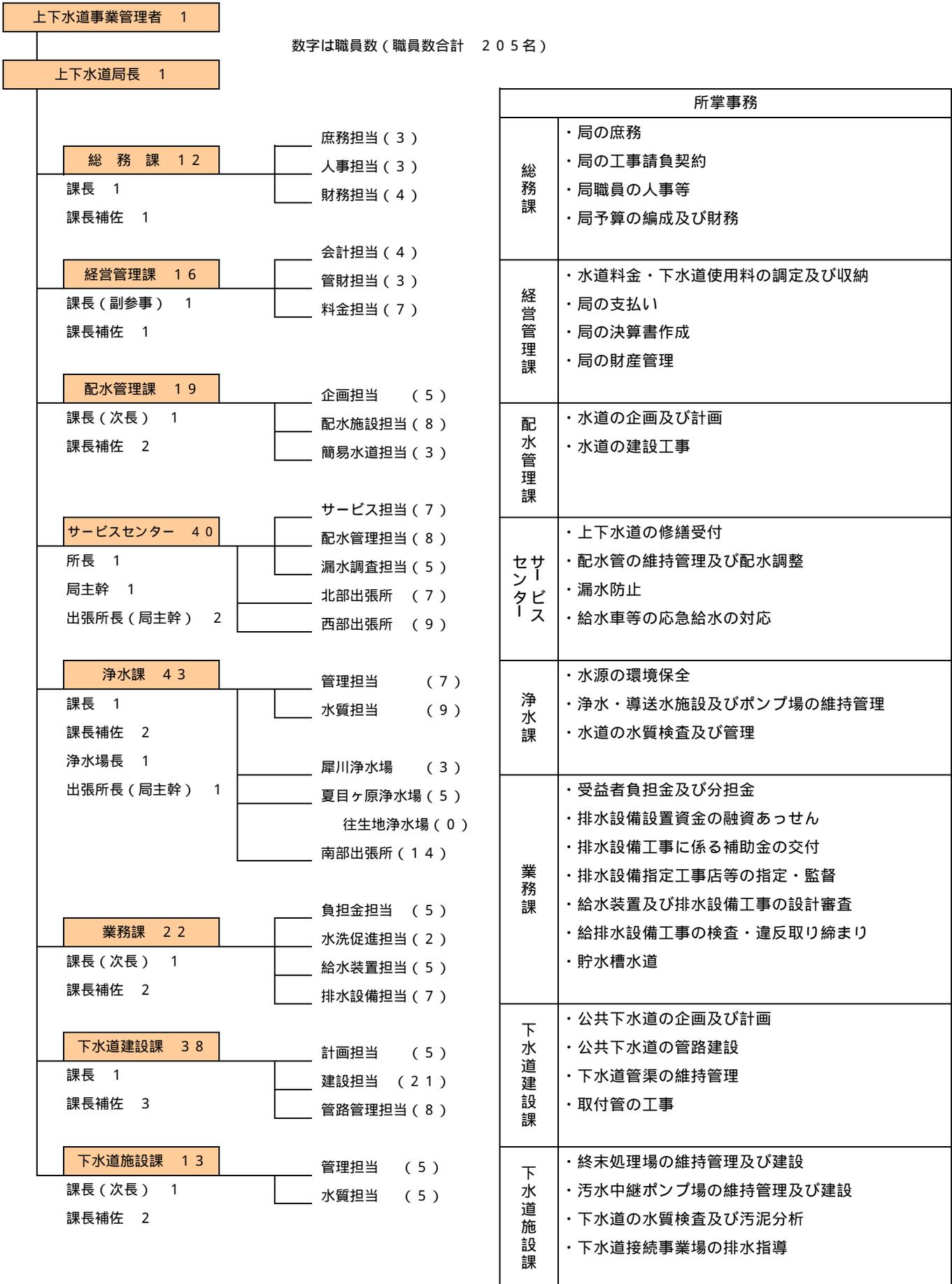
第 1 条 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（委任）

第 11 条 附則第 3 条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

平成22年度 長野市上下水道局機構図及び所掌事務

平成22年4月1日現在



今後の審議会開催予定及び会議事項（案）

平成 2 2 年度

開催時期	会 議 事 項
4/27	長野市下水道中期ビジョン基本計画について ・下水道事業の将来像、目標及び実現方策
6/4 (今回)	水道事業の概要 下水道事業の概要 水道料金及び下水道使用料について 長野市下水道中期ビジョン基本計画の概要
8月下旬	長野市下水道中期ビジョン基本計画について ・財政収支の見通し、まとめ 東部浄化センター視察 平成 2 1 年度決算報告
10月初旬	長野市下水道中期ビジョン基本計画について ・中間報告 ・パブリックコメントの実施
11月下旬	長野市の水道事業について 水道施設視察
1月中旬	長野市下水道中期ビジョン基本計画について ・パブリックコメントの実施結果 ・最終報告

平成 2 3 年度

下水道使用料の見直し（諮問・審議）

平成 2 4 年度

水道料金の見直し（諮問・審議）